## 木曽岬干拓地整備事業(第2期)環境影響評価準備書 三重県環境影響評価委員会小委員会(第2回) 質疑概要

日時:令和5年11月24日(金)13:30~15:30

場所:三重県桑名庁舎 第2会議室

委員:第1回小委員会では大気質について、一酸化炭素と二酸化硫黄の測定に関する指摘を したのですが、回答では工事車両の排気ガスを低減するということでしたので、問題ない と判断しました。念のため確認しますが、搬入される土砂には有機物は含まれていないと いうことでよろしいでしょうか。

事業者:環境基準や土壌汚染対策法の基準を満たしたものだけを搬入することができるという制約を設けていますが、有機物が全くないということではないです。

委員:有機物が含まれていると、埋め立て地からメタンなどの温室効果ガスが発生することがありますが、温室効果ガスの項目では工事車両の排気ガスしか記述されていません。埋め立て地から温室効果ガスであるメタン、好気的であれば二酸化炭素、これらの発生が懸念されます。土砂に炭素化合物が含まれていないようであれば、それらが発生する心配はないとは思いますが、いかがでしょうか。

事業者: 廃棄物が含まれているものは搬入しないようにしますので、そのような可能性は非常に小さいと考えています。

委員:それであれば結構です。

委員:前回指摘させていただいた盛土の沈下量について、再度計算いただいた値を確認しました。この予測結果については、これで問題ないと思いますし、盛土完了時の沈下量が負で出ていることについても、周辺が一時的に隆起して、その後沈下するというのは、よく見られる挙動ですので、これで良いと思います。また、南側水路が盛土法尻から 15m程度の離隔となっている点について指摘させていただきましたが、回答では8cm、9cmの変形が起こるけれども、水路の機能は確保されると考えているということでした。この点については、確かに水路の崩壊までは至らないかもしれませんが、このような沈下では表層の方が大きくて、だんだん下に行くほど変わりますので、水路の傾斜が起きる可能性はあると思います。この水路が生態系等に対して重要な役割を果たしているということもありますので、必ずしも問題ないとここで断定してしまうのはどうかと思います。例えば施工する段階で南側水路に対しては何か対策を施してから盛土を行うか、盛土施工中に、水路の傾斜がないかを定期的に観測をするといった配慮が必要かと思いますが、この点はいかがでしょうか。

事業者:ご指摘いただいたように、施工中に変化が生じればその時点で、機能が大丈夫かという点もそうですが、その他も含めて対策を考えることになると思います。

委員:分かりました。水が流れることが前提での今回の話になっていますので、この点は十分に留意していただきたいと思います。

委員:前回、事業に対する樹林化、乾燥化に関する質問をさせていただいたところ、それに対して事業による影響はないというお答えですが、保全区の対策において影響はないのでしょうか。保全区の工事が平成18年頃に行われていますが、チュウヒの繁殖状況を見る限り、それ以降では保全区でのチュウヒの繁殖が確認されていませんので、何らかの影響があったのではと思われます。今後も工事を行うことによって、保全区への何らかの影響が出てくるかと思いますが、それに対してはどのように考えられているでしょうか。

事業者:保全区は湿性の水辺環境を創出するということで検討していたのですが、全体の乾燥化、樹林化がある程度進行していることから、樹木伐採等の対策を行っています。ですので、今後も造成によって、乾燥化、樹木化が進行するようであれば、さらに同様の樹木伐採等の対策を行っていきたいと考えています。

委員:おそらく何らかの対策をしなければ自然遷移は進行していくと思いますが、その場合 に保全区のみの樹木を伐採するということでしょうか。

事業者:他のところは開発予定地ですので、そう考えています。保全区では新たな開発は行わない考えですので、対策を実行するのは保全区だけの予定です。

委員:保全区以外は乾燥化が進んだとしても対応されないということですか。

事業者: そうですね。乾燥化が進んで、樹木がまたさらに大きくなっても、今のところは特に対策はとらないということになります。

委員:事業による乾燥化が生じる可能性は低いので、その対策は取らないということですか。 事業者:自然遷移が起きているだけですので、特に対策を取らなくても問題はないのではな いかと考えます。

委員:はい。わかりました。保全区に関しては、ヨシ原を目指して整備をされていたわけですが、現状そうなっていないことを踏まえ、予測結果が示されています。ただ、つがい数について、今後の目標を設定することは困難とされていますが、単一の植生を目指されるということでしょうか。

事業者: そうです。ヨシ原を中心とした水辺環境という目標については、今回のアセスでも変わらずに継続して、営巣環境もここで整備できるのではないかと考えています。

委員:今後開発される場所においては、湿性の植物は減少する可能性があるということでしょうか。

事業者:保全区以外に、湿性の環境がないので、保全区以外のところで、生育しているということはないと思います。

委員:環境が変わってしまっても問題ないということですか。

事業者:保全区に関しては、今より伐採もして、湿性環境のまま保持していくようにしたい と思っています。

委員:チュウヒは、もともと3つがいが営巣することを目標として、50ha を整備されたわ

けですが、単一の植生であれば可能であると考えられているのだと思いますが、現状では かなり難しいことではないでしょうか。

事業者: それが困難であるということは、残念ながらここまでの事後調査やモニタリング調査の結果で明らかになってきているとは思います。

委員: そうすると、それを踏まえた目標数や、どのような環境を維持していくかということ に関しては、もう少し見解が出せるように思うのですが。

事業者:チュウヒに関しては、どれくらいの面積が要るのかということが、我々のアドバイザーの先生に聞いても、「場所によって変わるので、はっきりと言えない。」と言われていますので、どれぐらいの面積のヨシ原ができれば、チュウヒが何つがいになるかということについては、予測、目標を立てるのは難しいと考えます。現状では、1つがいが営巣しかけては失敗するということを、この3年間繰り返していますので、残念ながら1つがいの繁殖もできていないということです。一般的な営巣環境は創出するようにしたいと思っていますので、できるだけヨシ原が増えるようにすることと、汽水化の取組等を行っています。

委員:一般的にそういった対策で問題ないのでしょうか。

事業者:他にどういった対策があるか把握していませんが、ヨシ原を再生させるには、それ が最も効果的な手法ではないかという助言をいただいていますので、そのようにしたい と考えています。

委員:第1期整備事業の環境影響評価では、チュウヒは3つがいの繁殖を目標にしていたわけですが、現在では1つがい当たりの必要面積が異なるため、定量的な目標設定は困難であると言われています。専門家の意見としては、単一の植生であればペア間が近くても営巣するとされていて、面積が狭くても良いということだと思います。それであれば、狭いなりに3つがいを目指しても良いのではないでしょうか。一方で、木曽岬干拓地ではもともと3つがいが営巣していた、つまり元の面積であれば3つがいが営巣できる数なのではないかとも思います。太陽光発電の設置等、開発して狭くなっているので、3つがいを営巣、繁殖させるということは、かなり厳しいことであると思います。専門家が言われていることは、状況によっては狭くても良いということですが、それが実際ここに当てはまるのかということも、考えをいただきたいのですが、この場所でも狭くても良さそうなのでしょうか。

事業者:狭くても良さそうということで、50ha のヨシ原を創出すると良いのでは、ということが前回のアセスの結論です。ヨシ原を人工的に作り出すことができていないということと、オオタカの影響というものもあり、なかなかうまくいっていません。もともと木曽岬干拓地で3つがいがいた時は、全体が乾性草原でしたので、今とは大きく異なっていました。前回アセスでは、乾性草原の5分の2を改変するので、一番南の狭いエリアでも、3つがいが繁殖できるようにヨシ原を創出しようとしたのですが、やはり場所が違いますので、うまくいっていないというところです。

- 委員:考え方として、当時の専門家の方のご意見を今でも言われているように読めるのですが、つまり距離が近くても単一な植生であれば営巣することもあって、それは今でも、理想の条件がここで創出できれば成立すると考えているのであれば、3つがいを目標にすれば良いのではないでしょうか。
- 事業者:チュウヒが集団営巣しているのは、石川県の河北潟なのですが、非常に狭いエリア に集団で営巣しています。河北潟全体には広いヨシ原があるにもかかわらず、あえて狭い ところにまとまって営巣しているようでして、アドバイザーの先生に聞きますと、やはり 外敵を避けるために、わざわざそういう条件が良くないところでしか営巣しないという ことですので、広大なヨシ原があるからといって、うまくいくとは限らないと思います。 かなり特殊な条件が必要で、それが現状なかなか分からないところです。
- 委員:人間にはなかなか分からないということが現状なのかとは思います。河北潟の場合は、 営巣自体は高密度で狭いところでしているけれども、それ以外に広大なヨシ原があると いうところが大事なのではないでしょうか。
- 事業者:採餌はヨシ原で行っているというよりは、周辺農地で行っているようです。周辺に 畜産団地のようなものがあって、非常に餌も豊富なようで、営巣地として少々条件が悪く ても、餌に困らないということなのか、他に良いところもないので、そこでずっと営巣し ているようです。時々広いヨシ原の方で、若い個体が営巣するのですが、やはり外敵、一 番問題なのは人間だとも仰っていましたが、巣の近くに人間が入り込んでしまうので、そ こでは続かなくて、観察しにくい場所で集団的に営巣しているようです。木曽岬干拓地の 場合は、それに加えて、オオタカが来てしまったということと、北陸にはいないヌートリ アがおそらく邪魔しているのではないかとも思いますが、そういうことも考えますと、い ろいろ難しいと考えています。
- 委員: 今お聞きしても、やはり3つがいという目標を立てていたものを、定量的な目標設定は困難だということで、設定しない十分な根拠になるかというと、なってないような気がします。一方で、この環境は人工的なもので、これをずっと維持管理するのは大変なことだと思います。だけど、そうしなければいけないとも思うのですよね。やはり本来の自然の湿地を人間が全部改変してこういうところが残っているので、これを維持管理しなければいけないと思います。そういう非常に長期間にわたって、木を伐採したり、水位を調節したりといったことが、予算を確保して安定的に継続していけるのか、伺いたいのですが。
- 事業者: 今はそういう対策が行われているのは、工業団地を売った収益もありますし、メガ ソーラーからも一定の金額が入ってくるということがあります。それを干拓地の整備に 使えるということで、この先も開発事業を進めていくのであれば、ある程度の予算を確保 することは可能かとは思います。何もしない状態で、ただの自然公園としての維持管理を していくとなると難しいと思います。我々は保護部局じゃないので、どうしても事業者で できる範囲という前提があります。
- 委員:知事から知事に意見を出すわけですので、保全については事業者だけがやるというわ

けではないと、赤字になっても良いのではないかとも思いますが、そういう予算的なこともしっかり考えていただければと思います。もう1点、農業体験広場予定地についてですが、そこはチュウヒのねぐらとして、特に大事なところであると思います。先ほどの委員からの質問に対しては、そこは放っておくということでしたが、それはやはりまずいので、何らかの対策、維持管理が必要ではないかと思います。

事業者:農業体験広場として開発する段階になれば、当然手を入れることになりますが、前もって何かを行うということについては、お金をかけることになりますので、そこまでは 踏み切れないのが現状です。

委員: どれぐらいの実態を伴った広場なのか現状では分かりませんが、わんぱく原っぱと同様、綺麗に整備する必要まではないけれども、最低限のねぐら環境の維持はしていただきたいと思います。

委員:チュウヒについて、第1期のときは餌場が減るわけなので、ヨシ原にして、餌生物の 密度を高めて3つがいを目指すということで、保全区ができたのだと思います。そのこと を踏まえると、今回も草原のタイプ分けをして、現状や過去と比べ餌生物がどれぐらいに なるのか、仮に保全区の整備がうまく行ってヨシ原が増えればどうなるのかということ を予測、評価していただきたいと思います。狭いところでも営巣はできるかもしれません が、餌の量も十分なのか、草原タイプ別に計算して欲しいと思います。現状のヨシ原、樹 木の面積を定量化して、伐採後のヨシ原の面積を算出したうえで、チュウヒの繁殖につい てモニタリングをしていく必要があると思います。ねぐらに関しては、今回の改変区域に 中心域は含まれていませんが、周辺を含めたねぐら域は含まれています。工事は昼間だけ かもしれませんが、供用後どのような使い方になるか分からないこともあり、夜間も使う ような施設ができると、影響が大きい可能性がありますので、その点も踏まえた評価、対 策についても考えていただきたいと思います。また、カヤネズミについて、西側の水路沿 いは残るということですが、ぜひ草を残した状態で維持していただきたいと思います。法 面を緑化するという話ですが、これはいつの話なのか、全部土が積み上がった10年先に 緑化が始まるのか、というところは少し気になります。浚渫土の積み方もそうですが、い きなり全面的に薄く積みながら進めていくのか、区画を分けて段階的に進めていくのか、 どうなるのでしょうか。できれば、北側から少しずつ段階的にし、できたところの法面を 徐々に緑化していくというように、影響を緩和するといったことも考えていただきたい です。今回、陸生動物のコガネグモの影響予測について、全面的に事業実施区域が開発さ れてしまうという話がありましたが、コガネグモに関してしなければいけないというこ とではないですが、本当に影響があるような場所はまずは回避するよう計画を見直す、或 いはどこか別の場所、事業実施区域内の一角にビオトープを創出するというようなこと も必要と考えます。改変面積としては減ってしまいますが、一部そういった保全区域を設 けることや、或いは事業地外の土地、今回オオタカについては代替巣を検討いただいてい ますが、そのような代償地を設けて移植するということも含めて環境保全措置を考えて

いただきたいと思います。

- 事業者:ストックヤードの施工方法ですが、全体で370万㎡の土砂を入れるということで、非常に膨大な量となっています。今の時点での予測では1年にそれほど大量の土砂が入ってくる見込みはないので、エリアを区切って、順に盛っていくという形になろうかと思います。広く全面的に、例えば30cmずつぐらい盛るというような盛り方はしません。そこは入ってくる土砂の量に応じて行いますが、北側の工業団地でも、実質的には4区画に割って、施工していますし、1日に搬入できるトラックの台数も限界があります。前回は1日最大400台くらいで止めているのですが、そういう制約もありますので、余り一気に全体を切ることにはならず、法面の緑化については、結構時間をかけながらやっていきます。木曽岬干拓地の環境を見ていますと、我々が緑化をやらなくても、法面を作ってしまうと1年から2年で植生がかなり繁茂してくると思っていますので、積極的に緑化をするという意味ではありません。植樹といったことは考えておらず、自然に任せ特に何もしなくても緑化されるかなという考えです。
- 事業者:生態系について、植生をもう少し細分化して、定量的に予測したらどうかというご指摘もありましたが、保全区の整備の説明の中で、単一のヨシ群落ができていないという話と同じように、徐々に樹林化が進んでいるので、同じような群落がまとまっているというよりは、パッチ状に入り組んでいるような状況でして、それを一つ一つ全て細かくとらえて、それをどのように評価をするか、難しい状況です。今はある程度同じような群落、湿性草地なのか、乾性草地なのかというまとまりで捉えて、そこにどのような動物が生息していそうだというような捉え方をしています。ですが、今以上に細分化して予測、評価することは難しいという状況です。それから餌資源の話ですが、チュウヒの餌資源の量で捉えて評価ということは、今回の環境影響評価では言及していませんし、この情報量でそれを行うことは困難だと考えます。
- 委員:細分化しての評価が困難という話がありましたが、植生図はあるわけですし、群落別の面積ぐらいは計算できるはずなので、それは計算いただいたら良いと思います。そもそも、湿性・乾性の話がありましたが、それ自体もせずに草地ということで、生態系の評価がされているので、少なくとも湿性なのか、乾性なのかという別で評価をいただきたいと思います。
- 事業者:群落単位だとか、湿性草地、乾性草地ということを先ほど申し上げましたが、中間 ハイブリッドのような群落もありますので、それをどう評価するかということが難しい ところではあります。今ご指摘いただいた群落単位、もしくはそのまとまりの単位で、ど のぐらいの改変面積が生じるのかという計算は可能ですので、それを評価書に載せるか については、検討させてください。
- 委員: 干拓地内の水路には水鳥が多数生息していたので、水質に関しては、それほど悪いものではないと思いますが、南側の先端の水路で40 cmぐらいの魚が多く死んでいたのが気になりました。

- 事業者:死んでいたのはボラで、水路の中で繁殖をしています。雨がある程度降れば良いのですが、雨が降らずに水位が下がってくると、酸欠で相当な数が死にます。それはどうしようもないことで、周辺に人が住んでいるわけではなく、悪臭もそれほど気にならないと思いますので、そのまま放置しています。水路は外側とは繋がっていないので、どうやって入り込んだのか分かりませんが、一度工事のために水位を下げたら、大量に、多分千匹ぐらい死んでしまい、その後あまり水位が下がらないよう気を配っています。全面的にこの水路の水を排出しない限り、ボラは残るのかなと思いますが、浚渫が今すぐ必要なほどへドロがたまっている様子もないので、あまり無理に駆除することはないと思います。
- 委員:分かりました。それから、野鳥の会の方もチュウヒの保全が気になっているので、そこはちゃんと保全していくということを示さないと、残土置場にすることへの理解にはつながらないと思います。チュウヒの保全のためのヨシ原を創出し、それを増えるようにと、かなり努力されているなということは感じました。また、ヌートリアは水辺で常に浸かっていることが多く、ヨシの生え際のところを食べているようです。ヨシ原の水位を上げるとヨシが成長したということは、根っこで何か悪さをしているような気がします。水嵩を上げればヨシが成長して、下げればあまり生えなくなったというのは、その原因もあると思います。ヌートリアは、中の池の周囲にいると思うのですが。
- 事業者: そうですね。ヌートリアの調査をしているのですが、やはり池の周囲の至るところ に痕跡がありまして、かなりの数がいるものと思います。
- 委員:道路に糞もありましたけどカラカラに乾いていたので、その辺はたまに落としていくだけで、恐らくは水縁のジメジメした水嵩の小さいところにいて、その辺のヨシの根茎を食い散らかして、穴を開けて巣を作ってしまうので、ちょうど水際であまりヨシが生えなくなっているのかと想像しました。ヌートリアの影響でチュウヒの営巣やねぐらの機能も果たさなくなるという話もされていましたので、チュウヒの繁殖を阻害しているのは餌の問題とかヨシの問題というのもあるとは思いますが、ヌートリアの影響もあるのではないかと思います。また、企業の方が、ドローンを飛行させることはないでしょうか。上から見られると、チュウヒが嫌がると思いますが。
- 事業課:我々が調査で使用するドローンはありますが、ドローンを飛ばせる範囲よりも干拓 地は広いので、外からドローンが飛行して来るということは現状ないと思います。我々が 撮影するときも、デリケートな時期は飛行をやめるようにはしています。
- 委員:保全区は湿生草地に整備されているわけですが、過去に営巣していたときは、もう少し乾いたところで営巣していたわけですよね。わざわざ不適な環境にしている可能性はありませんか。
- 事業者:専門家からアドバイスをいただいて、そのような湿性のヨシ原が一番良いということで、整備したわけですが、確かにそれ以前は乾性草原で繁殖していました。どちらが良いのかというのは分からない状況です。
- 委員: 広大な中には湿生植生もあったものの、乾性植生のセイタカアワダチソウ群落で営巣

していたということなのですね。

- 事業者:もともと最初の頃は、水分が多くて、ヨシ原が多かったのだと思いますが、だんだんとセイタカアワダチソウ群落のような感じになりつつあったようです。局所的にヨシ原があったところもあるようで、そのヨシを保全区に移植したと聞いています。全体としてはもうかなり乾いていたようで、そういう状況で3ペアが、広い面積を使って繁殖をしていた状況です。
- 委員: その場所はいずれも乾いていたということですよね。私は専門家ではないのですが、 チュウヒの営巣地に関しては必ずしもそういう湿った場所が良いとは限らないというこ とは、教えていただいたことがあります。大麦畑やキャベツ畑で営巣したということもあ るので、今まで数年整備してうまくいっていないときに、これを頑張り続ければ良いのか、 そろそろ真剣に考えるべきだと思います。それから事業に関しては、少しずつ高いところ を作っていくということですが、それは北側からされるということですよね。それであれ ば良いと思います。
- 事業者: 馴化、馴れさせるという意味もありますので、北側から徐々に寄せていくことにな ろうかと思います。
- 委員:事業地は将来的にどこかに売却するとかそういうことは特に予定がないということですよね。そうすると土を盛った後、全面が平坦な状態になるまでは、特にそれ以外の用途がないわけですね。
- 事業者: そうですね。恒久的なものはありません。何か物を置いておくといったことは出て くるかもしれませんが。
- 委員: そういう場合、その表面が草に覆われているような状態を作っていただけると、チュウヒにとっても良いので、そういうことも検討いただけたらと思います。
- 事業者:おそらく毎年草を払うような管理まではできないと思っていますので、放置していたらそういう状態になると思います。第1期整備事業の工業団地において、まだ企業が立地してないところでは、コアジサシが初期の段階に繁殖に来たということはあります。草が生え終わってからは来ていません。コアジサシに関しては、野鳥の会の方からも裸地の状態の時はコアジサシが繁殖する可能性があるので気をつけてくださいと言われています。ですので、それは今後配慮する必要があると考えています。
- 委員:河川の浚渫土も入れる可能性があるということですが、そのときは湿ったものが搬入 されるのでしょうか。
- 事業者: コーン指数という条件である程度の固さの土で制限しますので、あまり軟らかいも のが搬入されないようにします。
- 委員:ポートアイランドでは湿った土を入れていますが、そういう状態にはならないという ことですね。
- 事業者: そうですね。海の中を埋め立てるときはあまり気にしなくて良いですが、陸地で盛 土していくので、あまり湿ったものでは困るということで、コーン指数の条件を付けてい

ます。

- 委員:湿ったものが入ってくるなら、湿ったもののみの区画を作ってもらうと、それはそれで良い場所になると思いました。
- 事業者:色々なところから、同時多発的に、土が入ってくるので、また変わった植生ができてしまうのかとは思います。
- 委員:色々なところから土が搬入されると、別の場所から植物の種子が運ばれてくると思いますが、そこに対しての対策はありますか。
- 事業者: それは項目として入れていないので、どんなものが来るかは、分からないですし、 今回の調査でも工業団地で最後に土を入れたところに、結構変わった植物が、生えている という例があります。
- 委員:周囲から種子が入るような状況のみであれば良いかと思いますが、逆にそこから周囲の場所に侵略的な種が逸出するということがあると、問題になると思います。開発をした際に、どのように対応するのか、マニュアルのようなものはないのでしょうか。
- 事業者:植物に関してはないと思います。干拓地の場合は、周りが堤防で囲まれていますので、普通の土地とは異なり、他から入ってきて根付くことはありますが、出ていくことはないとは思います。
- みどり共生推進課:冬季の事後調査については、ハイイロチュウヒやコチョウゲンボウの生息状況についても調査をしていただきたいと思います。また、チュウヒは「チュウヒ保護の進め方」に準拠した解析をしていただいたうえで、専門家へのヒアリング等を行い、保全措置を講じていただきたいと思います。
- 事業者:チュウヒ、オオタカ以外の種についても、これまでもハイイロチュウヒのねぐら、 飛翔についても確認をしていますので、今後も確認していく予定でいます。チュウヒ、オ オタカほどのことはやりませんが、解析も行います。
- 事務局(地球温暖化対策課):第1期整備事業ではトラックを1日400台という設定をされたということですが、準備書で示されている供用中の124台という台数が大幅に変わることはあるのでしょうか。
- 事業者:もし、年間ものすごい量を入れるという話が出てきたら、どこまで可能かということを検討し、必要があれば増やします。第1期の場合は、アクセス通路からの搬入が制約されていたということもあって、その台数なのですが、今は県道が開通していますので、その時よりは場合によっては多く入れることもあろうかと思います。第1期では、NEXCO中日本から、非常に大量の土砂が短い期間で入ってきましたが、今のところはそのような予定がありませんので、想定している台数が増えることはないとは思います。124台という設定は一般道を走る台数ということで、伊勢湾岸道からの直接の利用が600台以上と計画しています。どのルートで搬入するかというのは、搬入量に対して決めていくことに

- なりますので、一般道の台数を増やす必要があるかということは、実施段階で協議させて いただくことになるかと思います。
- 事務局(地球温暖化対策課):予測評価の台数の設定にあたっては、台数が多くなることも 考慮されているのであれば、多めの台数で安全側での評価ということをしていただけれ ばと思います。また、準備書においては、事務局の事前チェックの期間があまりなく、十 分な修正をいただけなかったということもありますので、評価書の作成にあたっては、も う少し余裕を持って事前相談をいただきたいと思います。
- 事業者: 事業者側から1点要望がありまして、条例では評価書は県へ80部、市町へ10部ずつ提出することが定められていますが、可能であれば電子版での提出を認めていただきたいと思います。準備書の段階でも経費もかからずに、環境にも優しくないというところがありますので、できれば評価書に関しては、電子版での提出を認めていただけるとありがたいと思います。
- 事務局(地球温暖化対策課):書籍版については、80 部提出いただいている場合もありますが、数を減らしていただく場合もありまして、今回準備書では、実質は30 部程まで減らした数で提出をお願いしています。評価書も閲覧用に設置する必要がありますので、すべて電子というわけにはいかないのですが、委員の先生方におかれても電子のみでも良い方がいるか、事前に調整している中でもありますので、必要な部数だけは、ご提出いただきたいと思います。
- 事業者:電子にした方が色々な資料を載せられやすいというような利点もあるのと、経費的 に見るとかなり違いますので、できるだけ、電子媒体でと考えています。
- 事務局(地球温暖化対策課):一般的に、県庁内部での話であれば、電子媒体ということも 十分できるとは思いますが、環境影響評価図書自体は様々な方に紙資料でも見ていただ いて、意見をいただくことになりますので、一定の部数が必要になるという点はご理解い ただきたいと思います。
- 事業者: その点は理解しています。ただ、評価書はホームページ上でも公開することにしていますので、県庁の幹事課においても、紙ではなく電子が基本ベースだと事務局から指導していただけると助かります。
- 事務局(地球温暖化対策課):幹事会に出席されていないような幹事課もありますので、そこには電子のみでの送付をするというような調整はしています。今後もなるべく紙資料は少なめに出していただくようにしたいと考えます。